

2020.08.03

ESG リスクトピックス <2020 年度第 5 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 気候変動 ■

WBCSD、ビジネスにおいて炭素排出ネットゼロを達成するための気候変動対策フレームワークを発表

WBCSD（The World Business Council for Sustainable Development）は 6 月 5 日、企業が 2050 年までに炭素排出量ネットゼロを実現するためのフレームワーク”SOS1.5:The road to a resilient, zero-carbon future”を発表した。本フレームワークはボストンコンサルティングとの共同開発で、6 つの基本ステップと 16 のアクションで構成されている。気候変動取組みに関してあらゆる段階にある企業が、炭素排出ネットゼロにむけて科学的知見に基づく取組みを加速させることができるとしている。

（参考情報：2020 年 6 月 4 日付 WBCSD HP：<https://www.wbcsd.org/Programs/Climate-and-Energy/Climate/SOS-1.5/News/SOS-1.5-A-new-roadmap-to-action-business-commitments-to-deliver-net-zero-emissions>）

■ 環境経営 ■

コニカミノルタが日本企業 15 社参加の下、「環境デジタルプラットフォーム」を開設

コニカミノルタ株式会社は 6 月 5 日、日本企業 15 社参加の下、産業界全体の環境経営の効率性向上を目的に環境課題に関する知見・ノウハウ等を共有する「環境デジタルプラットフォーム」を開設した。

同プラットフォームでは、参加企業から提供された情報を基に個社で解決困難な環境課題への解決策を他社と共創すること、環境課題に取り組む企業のニーズと参加企業が有するノウハウ・コンテンツをマッチングさせることが可能となる。同社がプラットフォームの運営を担当するほか、長年に渡って省エネ等の環境課題に取り組んできたパナソニック株式会社が幹事社を務めることが決定しており、今後も参加企業の拡大、提供コンテンツの強化にむけた取り組みを進めていく。

（参考情報：2020 年 6 月 5 日付 コニカミノルタ HP：<https://www.konicaminolta.com/getattachment/newsroom/2020/0605-01-01/0605-01-01-ja.pdf?lang=ja-jp&ext=.pdf>）

■ 気候変動 ■

UNFCCC、2050年までのCO2排出ネットゼロを目指す過去最大のアライアンス”Race To Zero”を組成

UNFCCCは6月5日、遅くとも2050年までにCO2排出ネットゼロを目指すアライアンス”Race To Zero”を組成したことを発表した。昨年9月のNY国連気候サミットで発足したClimate Ambition Allianceの参画団体がこのキャンペーンの母体となっており、995の企業、449の自治体、38の投資家、21の地域、505の大学が参加している。参加者には2050年のCO2排出ネットゼロ達成の誓約と、COP26までに次の10年間の中間目標の提出が義務付けられている。本キャンペーンは、企業、自治体らがパリ協定の目標達成に向けて団結していることを各国政府に訴えることを狙いとしている。

(参考情報：2020年6月5日付 UNFCCC HP：https://unfccc.int/news/cities-regions-and-businesses-race-to-zero-emissions?fbclid=IwAR3J8dTUw1h_FVYexvm8iMpfpl-5IXVvcaZu7uyotZWcxwZqjvmpMCEUpNE)

UNFCCC HP：<https://unfccc.int/climate-action/race-to-zero-campaign>)

■ サステナビリティ ■

ユニリーバ、気候変動対策や環境保全に関する新たな取り組みを開始

ユニリーバは6月15日、気候変動対策や環境保全に関する新たな取り組みを公表した。本取り組みの中で、「2039年までに同社製品から生じる温室効果ガスの排出量を調達から販売までのすべての過程において実質ゼロにする」など、温室効果ガスの削減や森林破壊の防止等に関する6つのコミットメントを表明している。

同社は、2010年にユニリーバ・サステナブル・リビング・プランを導入し、「すこやかな暮らし」「環境負荷の削減」「経済発展」に関する9つのコミットメントと50以上の目標を掲げて取り組んできた。本プランの導入から10年が経過した今年、各目標の達成状況を公表するとともに、さらに挑戦的な目標を掲げサステナビリティの推進に取り組むとしている。

(参考情報：2020年6月15日付 ユニリーバ HP：<https://www.unilever.co.jp/news/press-releases/2020/unilever-sets-out-new-actions-to-fight-climate-change-and-protect-and-regenerate-nature-to-preserve-resources-for-future-generations.html>)

■ 生物多様性 ■

オランダ中央銀行、生物多様性損失の金融リスク分析結果を発表。中央銀行としては初。

オランダ中央銀行は6月18日、オランダ環境アセスメント庁と共同で、金融機関における生物多様性損失リスクの分析結果を発表した。本レポートは、生態系サービス*の源である生物多様性の損失は、それに依存する企業の事業リスクとなり、投融資を行う金融セクターにおけるリスクにも繋がるとした。例えばオランダの金融機関において、生態系サービスの依存度が高い事業への投融資額は全ポートフォリオの36%にあたる5100億ユーロに上り、リスクにさらされている。

* 生態系サービスは、基盤サービス（土壌形成、栄養塩の循環等）、供給サービス（食料、淡水、木材および繊維、燃料等）、調整サービス（気候構成、洪水制御、疾患制御、水の浄化等）、文化的サービス（審美的、精神的、教育的、レクリエーション的等）に分類される。

(参考情報：2020年6月18日 オランダ中央銀行 HP：

<https://www.dnb.nl/en/news/news-and-archive/dnbulletin-2020/dnb389169.jsp>)

■ 気候変動 ■

Climate Action 100+、2020年の株主総会シーズンで気候変動関連株主提案の賛成票伸ばす

Climate Action 100+*は6月23日、2020年の米国株主総会シーズンにおいて、石油メジャーや電力会社に対し気候関連の情報開示やガバナンス向上を求める株主提案が、過去最高水準の賛成票を獲得したと発表した。中でも石油メジャーのChevronでは、パリ協定の目標に整合したロビー活動を行うよう求める株主提案が53%の賛成票を獲得し可決された。

* 世界の温室効果ガス排出量上位企業に対し、気候変動対策を取るよう働きかけることを目的とした機関投資家のイニシアチブ。450機関、運用資産総額40兆ドルの投資家が参加している。

(参考情報：2020年6月23日付 Climate Action 100+ HP：<http://www.climateaction100.org/>)

■ サーキュラーエコノミー ■

サントリー等12社、使用済プラスチックの再資源化に取り組む共同出資会社「アールプラスジャパン」を設立

サントリーホールディングス子会社のサントリーMONOZUKURI エキスパート株式会社は6月30日、業界を超えた12社と共に、使用済プラスチックの再資源化技術の開発・実用化推進を行う株式会社アールプラスジャパンを設立した。サントリーグループが米国バイオ化学ベンチャー企業・アネロテック社と取り組んでいる植物由来100%原料使用ペットボトル共同開発の中で見出した技術を活かしたもので、2027年の実用化を目指す。

(参考情報：

2020年6月30日付 SUNTORY グループ HP：<https://www.suntory.co.jp/news/article/13722.html>)

2020年7月1日付 食品産業新聞社ニュース web：<https://www.ssnp.co.jp/news/liquor/2020/07/2020-0701-1112-16.html>)

Social－社会－

■ データガバナンス ■

世界経済フォーラム、データの国際的な活用促進で提言

世界経済フォーラム（WEF）は6月5日、国際的なデータ活用が可能なガバナンスのための枠組みと行動計画を整理した提言を公表した。プライバシーやセキュリティに関する相互の信頼を確保する国際連携やデジタル保護主義の是正、適切なデータ保護の確保に向けて政策対話やルールを活用などを呼びかけた。2016年6月に大阪市で開催した主要20カ国・地域首脳会議（G20サミット）での日本主導の提起を基点とし、デジタル社会の競争力の源泉であるデータを、国をまたいで安全安心に、活用できる社会の実現を目指す「Data Free Flow with Trust（DFFT）」のコンセプトの達成を目指す。

(参考情報：2020年6月5日付 世界経済フォーラム HP：<https://jp.weforum.org/press/2020/06/we-need-data-to-move-seamlessly-more-than-ever-action-plan-launched-to-build-trust-in-global-cyberspace>)

■ 健康経営 ■

経済産業省、健康経営の「見える化」やステークホルダーの評価を促す管理会計ガイドラインを公表

経済産業省は6月12日、企業の健康経営を効果的に実施し、資本市場をはじめとした様々な市場と対話するための枠組みを示す「健康投資管理会計ガイドライン」を公表した。従業員の健康管理を、法律への義務的対応ではなく、労働生産性向上といった「経営課題解決に必要な取り組み」と意義づけ。管理会計の手法を用いて、健康経営への取り組み状況を量的・金銭的指標によって「見える化」し、効果の分析や従業員・株主などステークホルダーによる評価促進などに活用する。

(参考情報：2020年6月12日付 経済産業省 HP：<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200612001/20200612001.html>)

■ BCP ■

国土交通・経済産業両省、マンションなど建物電気設備の浸水対策ガイドラインを公表

国土交通省と経済産業省は6月19日、マンションやオフィスビル、病院などの電気設備の具体的な浸水対策例を整理したガイドラインを公表した。2019年の台風19号による大雨で、高層マンションの地下部分に設置した高圧受変電設備が冠水し、エレベーター、給水設備等のライフラインが一定期間使用不能となったことを受けて作成した。

(参考情報：2020年6月19日付 経済産業省 HP：<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200619003/20200619003.html>)

Governance—ガバナンス—

■ コンプライアンス ■

米司法省、企業コンプライアンス・プログラムの評価指針を更新、リスク評価の継続的見直しなどを追加

米司法省は6月、企業のコンプライアンス・プログラムの実効性や適切性を評価する際の指針「Evaluation of Corporate Compliance Programs」を更新した。これに合わせて、自社の体制やプログラムを見直す企業の増加が見込まれる。

今回の更新では、具体的な視点に以下の要素が追加された。

- ・ リスク評価の継続的な見直しの必要性
- ・ 自社だけでなく他社に起きた問題を踏まえた検証
- ・ 従業員向け研修や内部通報制度の定期的な効果検証
- ・ 自社のコンプライアンス・プログラムが機能するために必要なリソース等の配分

本指針は、同省の検察官が企業の訴追を決定する際に、問題となる違反行為および訴追判断の双方の時点で使用される。起訴・不起訴の処分や司法取引等の合意を含む企業不正事案の処理方針を決定するにあたり、当該企業のコンプライアンス・プログラムの有無や実効性、企業による改善措置等を考慮する。

(参考情報：米司法省 HP：<https://www.justice.gov/criminal-fraud/page/file/937501/download>)

■ 法的リスク ■

経済産業省と特許庁、スタートアップ企業向けに「モデル契約書 ver1.0」を公表

経済産業省と特許庁は6月30日、事業会社と研究開発型スタートアップ企業間のオープンイノベーション促進にむけたツールとして「モデル契約書 ver1.0」（以下、同雛形）を公表した。

同雛形公表の背景として、スタートアップ企業は知財・法務に関する知識・ノウハウや交渉経験が不足する傾向にあり、大企業等と事業連携の経験のあるスタートアップ企業のうち約75%が、不利な取引・契約条件を強要される等の被害を受けている*ことが明らかになっている。

上記実態をふまえ同雛形では、共同研究開発のプロセス毎に必要な契約書モデルを複数提示。また、具体的な取引事例に基づいて契約書記載文言の逐条解説等を行うことで、契約条件に関する交渉の勘所や法的リスクについてスタートアップ企業が理解を深められるような構成となっている。同雛形の活用によって事業会社との円滑・継続的なイノベーション創出の実現が期待される。

* 公正取引委員会「スタートアップの取引慣行に関する実態調査 中間報告」（2020年6月30日）

（参考情報：2020年6月5日付 経済産業省 HP：

<https://www.konicaminolta.com/getattachment/newsroom/2020/0605-01-01/0605-01-01-ja.pdf?lang=ja-jp&ext=.pdf>

■ ガバナンス ■

取締役協会、日本企業の「リスクテイク力」強化に指名委員会等設置会社導入を主張

日本取締役協会は6月10日公表のレポートで、経営の執行と監督の役割分担がより明確な「指名委員会等設置会社」制度の導入が望ましいと主張した。「独立社外取締役の行動ガイドラインレポート2」で取締役会のあり方や独立社外取締役の具体的な行動指針を示す中で、日本企業が「リスクテイク力」の欠如のため「稼ぐ力」が低下しており、リスクテイクを促すための強力なリーダーシップが必要と指摘している。最高経営責任者（CEO）などの経営トップに裁量と権限を集中させる一方、独立社外取締役を中心に取締役会に監督機能に集中する分業が求められるとした。さらに、独立社外取締役に、M&A など重大な意思決定局面で期待される役割や対応のポイントを紹介し、実践を求めた。

（参考情報：2020年6月10日付 日本取締役協会 HP：https://www.jacd.jp/news/opinion/200610_2020-4.html）

全般・その他

■ ESG ■

PRI、SDGs 達成へ投資を通じた成果を挙げるため行動フレームワークを公表

国連責任投資原則（PRI）は6月15日、投資家が投資先の財務状態に影響を与える環境（E）、社会（S）、ガバナンス（G）問題に着目し、投資戦略に取り込むことで、国連の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献する「成果」を創出するための行動フレームワークを公表した。フレームワークは、「成果の明確化」「方針と目標の設定」「成果の創出」「金融業界の連携」「ステークホルダーとの連携」の5つパートで構成。各パートで実践のポイントや有用なツールなどをまとめている。

（参考情報：2020年6月15日付 国連責任投資原則 HP：

<https://www.unpri.org/news-and-press/principles-for-responsible-investment-releases-new-framework-for-signatories-to-take-action-on-the-sustainable-development-goals/5924.article>

■ ESG ■

企業業績・株価への影響、短期はガバナンス、長期は環境・社会が大、米 MSCI が分析

米インデックス大手 MSCI は 6 月 15 日、企業の ESG 取組が企業パフォーマンス（業績および株価）に与える影響について、短期的にはガバナンス（G）の影響が大きく、長期的には環境（E）と社会（S）の影響が大きくなるとの分析結果を公表した。2006 年から 19 年までの株価を分析した。また、業種別では、G が金融・一般消費財、E がエネルギー・素材、S は一般消費財・サービスで、それぞれ影響が大きかったという。

（参考情報：2020 年 6 月 15 日付 MSCI HP：<https://www.msci.com/esg/deconstructing-esg-performance>

■ SDGs ■

環境省がローカル SDGs（地域循環共生圏）ビジネスの先進事例と成功のポイントを公表

環境省は 6 月 26 日、「ローカル SDGs（地域循環共生圏*）ビジネスの先進的事例とその進め方」を公表した。ローカル SDGs ビジネスを実施・企画・支援しようとしている企業が活用し、振興につながる参考となるよう、実際に推進している企業の取組・サービス内容、取組背景となった地域課題、今後の展望などを掲載した。ローカル SDGs ビジネスの成功には特に「モノだけでなくヒトの地域資源活用」、「サービス立ち上げ期の川下確保」「多様な事業を円滑に運営するための事業体組成」が必要であると示している。

* 美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と資源を補完し合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

（参考情報：2020 年 6 月 26 日付 環境省 HP：<https://www.env.go.jp/press/108128.html>）

今月の『注目』トピックス

<ハラスメント>

○職場のハラスメントの相談が過去最多の 8 万 7570 件

(参考情報：2020 年 7 月 1 日付 厚生労働省 HP：

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213219_00003.html)

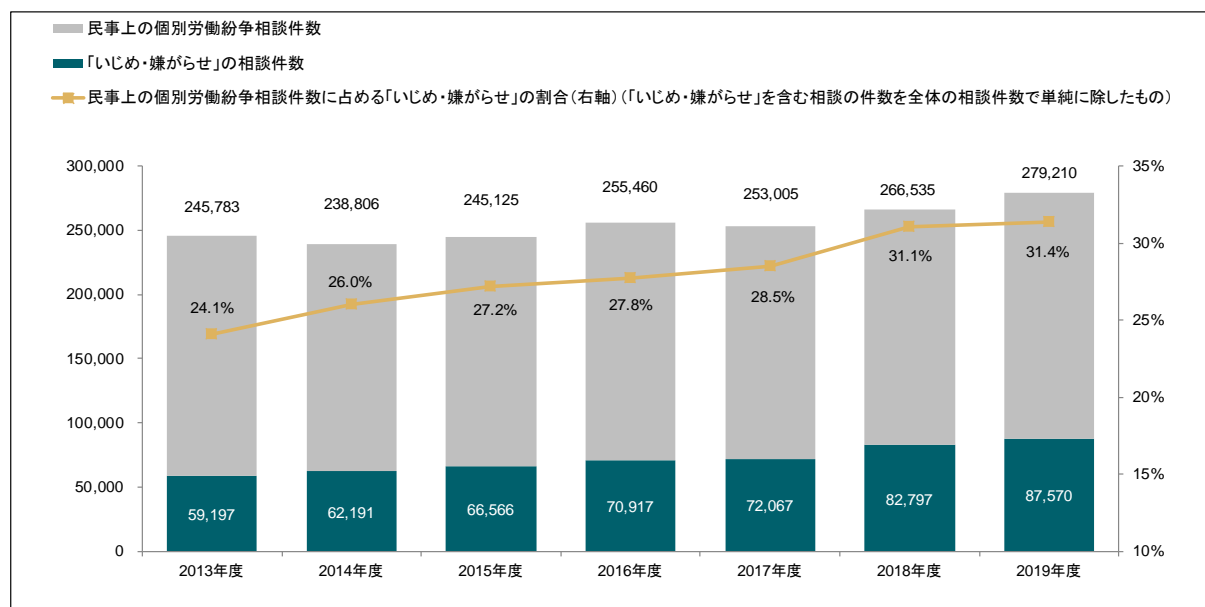
2019 年度中に全国の労働局などに寄せられた職場での「いじめ・嫌がらせ」(ハラスメント)の相談が、過去最高の 8 万 7570 件(前年比 5.8%増)だったことが、7 月 1 日に厚生労働省が発表した「個別労働紛争解決制度の施行状況」で分かった。

それによると、内容別で「いじめ・嫌がらせ」は 8 年連続のトップ。全体の相談件数も、118 万 8340 件(同 6.3%増)だった。

直近 3 年の内容別 TOP3 の推移は下表の通り。

2017 年度	2018 年度	2019 年度
①いじめ・嫌がらせ (72,067 件)	①いじめ・嫌がらせ (82,797 件)	①いじめ・嫌がらせ (87,570 件)
②自己都合退職 (38,954 件)	②自己都合退職 (41,258 件)	②自己都合退職 (40,081 件)
③解雇 (33,269 件)	③解雇 (32,614 件)	③解雇 (34,561 件)

「いじめ・嫌がらせ」増加の背景として、19 年 5 月の労働施策総合推進法の改正で事業主にパワーハラスメント防止措置が求められるなど、ハラスメントへの社会的関心の一層の高まりなどが考えられる。同法は今年 6 月に施行(中小企業は、施行後 2 年間は努力義務)されており、今後も相談件数がさらに増加する可能性がある。



(出典：公開情報を基に MS&AD インターリスク総研作成)

Q&A

**Question**

当社ではリスクマネジメント委員会を中心とした全社のリスクマネジメント活動を展開していますが、今年度は COVID-19 への対応に追われ、活動が十分に行えていません。委員会活動の再開に際して、経営から「当社のリスクマネジメントに不十分な点はないのか。リスクマネジメント体制の見直しも視野に入れ、実効性のあるリスクマネジメントを目指すように」との指示を受けています。リスクマネジメント委員会事務局として、まず何から取り組めばよいでしょうか。

Answer

現在、多くの企業では「新しい生活様式」に沿った事業活動を推進しながら、感染拡大の第2波、第3波の到来に備え、これまでの COVID-19 への対応の振り返りや、テレワーク体制への移行等に伴うインフラ整備・拡充、感染予防用備品の補充等を進めていることと推察します。

これらのパンデミック対応は非常に重要ですが、一方で、企業を取り巻くその他のリスクの脅威が消え去ったわけではなく、むしろ、COVID-19 禍による外部環境・内部環境の変化により、従来から存在していた潜在的リスクの影響度・発生頻度が高まっているといえます。そのため、感染予防策や感染発生時対応について一定整理されたタイミングで、平時のリスクマネジメントサイクルの運用を再開し、COVID-19 以外の重要なリスクへの対応を進めることが、企業のレジリエンスを高め、環境変化の中での持続的な成長を目指すうえで非常に重要です。

また、COVID-19 禍を契機に、より実効的なリスクマネジメントを志向し、自社の体制・取組を見直す企業も増えています。

そこで本稿では、実効的なリスクマネジメントの実施のために、「今年度の重要リスク管理」「今後のリスクマネジメント体制・運用状況の見直し」について、まず取り組むべきポイントについて解説します。

1. 今年度の重要リスク管理

リスクアセスメントにより選定された重要リスクは、顕在化により企業の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があり、パンデミック対応と並行して着実に対応を進めていくことが肝要です。With COVID-19 の状況下において、着実にリスク対応を実施していくために、今年度の重要リスク管理については、(1) 重要リスクの簡易的な見直しと、(2) リスク対応計画の見直しから取り組まれることをお勧めします。

(1) 重要リスクの簡易的な見直し

<検討すべきポイント>

- ・ COVID-19 禍による環境変化に伴う新規リスクの発生、および既存リスクの変化はないか
- ・ 上記を踏まえて、対応すべきリスクの優先順位判断に変更はないか

前述のとおり、COVID-19 禍は企業の外部環境・内部環境に様々な変化をもたらしており、重要リスク選定時とリスクの状況が異なっている可能性があります。そのため、COVID-19 によるリスクの影響を考慮のうえ、対応すべきリスクの優先順位を再検討することが必要です。なお、すべてのリスクを一から評価し直すのではなく、今年度重要リスク選定時の評価を基準として、COVID-19 による環境変化により評価が変更となるリスクに着目することで、効率的にリスク評価を見直すことができます。

(2) リスク対応計画の見直し

＜検討すべきポイント＞

- ・リスク対策が、COVID-19 禍による環境変化を踏まえて実行可能、かつ有効な内容となっているか
- ・リスク対応計画が、今年度の残存期間やリスク対応に配分可能なリソース等の観点から、実行可能なものになっているか

重要リスクの見直しを行った後は、リスク対応計画を見直します。(1)における検討で重要リスクに変更がなかった場合であっても、「3密状態の回避」「テレワークによる業務フローの変更」など、With COVID-19 による内部環境の変化に伴い、既存のリスク対策が有効に機能しない可能性があるため、計画の実現可能性、有効性を再検討する必要があります。

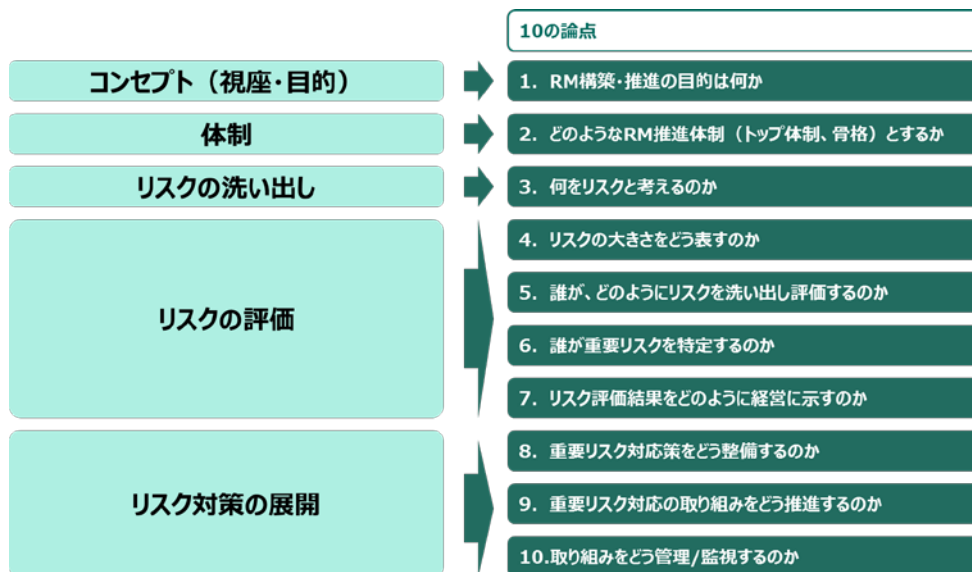
また、COVID-19 の影響により、リスク対応の進捗が期初時点の計画より既に遅れているケースも想定されます。計画と実態が乖離した状態を放置していると、リスクマネジメント活動の形骸化を招きかねません。そのため、リスク対応の各項目の実施スケジュールを見直し、今年度末における到達目標をあらためて明確化することで、リスク対応計画の実行可能性を確保します。

2. 今後のリスクマネジメント体制・運用状況の見直し

リスクマネジメント体制の見直し、改善にあたっては、まず自社のリスクマネジメント体制およびその運用状況について現状評価を行い、改善すべき点を洗い出すことが重要です。

リスクマネジメントの取組や体制については、企業の経営方針や事業内容、組織体制などに応じて、様々な「かたち」が考えられ、ただ一つの正解が存在するわけではありません。そのため、効果的かつ効率的なリスクマネジメントの取組とするためのポイントを、自社に合わせたかたちで押さえられているかをチェックしていくことが肝要です。

リスクマネジメントの体制整備・推進上の課題を整理する際の観点として、弊社で使用している「10の論点」を紹介します。これらは、リスクマネジメント体制・プロセスにおいて明確にすべきポイントを整理したものであり、各論点について自社の考え方、文書上の規定、運用の実態等を整理することで、改善すべき課題を明確にします。この際、リスクマネジメントの体制・プロセスの各要素が、「自社が何のためにリスクマネジメントを行うのか」という目的、コンセプトとの一貫性を保っているかが重要なチェックポイントとなります。



また、COVID-19 禍を契機にリスクマネジメント体制の見直しを検討している企業の背景には、特にリスクアセスメントについて、「リスクの洗い出しが不十分なのではないか」、「リスクの評価が適切ではなかったのではないか」との課題認識があるものと推察します。リスクの顕在化による想定外、あるいは想定以上の影響を回避する観点での、リスクの洗い出し、リスク評価の見直しのポイントは以下のとおりです。

リスクの洗い出し	<ul style="list-style-type: none"> ● 外部環境・内部環境の変化（将来の予測を含む）を踏まえて、リスクを洗い出しているか ● 各リスクについて、ワーストシナリオを設定し、顕在化した際の影響を具体的に想定しているか
リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 財務的指標のみでなく、人的被害、事業継続等、自社に合った影響度の評価軸を設定しているか ● リスクの対応優先順位を判断する際、影響度、発生頻度のみならず、既存リスク対策の十分性や、リスクの切迫性（いつ顕在化してもおかしくない）を考慮しているか

ただし、リスクの洗い出し、リスク評価を適切に行ったとしても、選定された重要リスクに対し、実効性のあるリスク対応を実施し、社内に浸透させることができなければ、結局「想定外」に見舞われる結果となってしまいます。一見遠回りに感じられるかもしれませんが、COVID-19のみならず様々な要因による外部環境の変化がもたらす不確実性に対応可能な組織づくりのためにも、リスクマネジメント体制・プロセス全体の現状評価を行い、見直しの必要性を検討することをお勧めします。

After COVID-19 の世界は未だ先が見えず、先手を打った実効的なリスクマネジメントへの社会的要請はこれからも高まりを見せるものと考えられます。本稿が貴社のリスクマネジメント活動の実効性向上に向けた取組の参考となれば幸いです。

以 上

リスクマネジメント第三部
 統合リスクマネジメントグループ
 上席コンサルタント 多田 彩乃

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（サステナビリティグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 気候変動リスク、水リスク
- ◆ SDGs支援
- ◆ 生物多様性、自然資本
- ◆ 再生可能エネルギー
- ◆ 人権リスク 等

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。
また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2020